

三崎優太 若者のみらい応援基金

～重度障がい者と家族の自由のための支援企画コンテスト～

募集要項

2025年12月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

重度障がい者及びその家族は、制度的支援の狭間に置かれ、社会的な孤立や心身の疲弊に直面しているのが現状です。当基金では、重度障がい者とその家族の抱える物理的・精神的な障壁を取り除き、障がい者が「自分らしく生きる自由」と、家族が「休息し、自分の人生を取り戻す時間」を得るためのアイデアを、コンテスト形式で企画・提案していただき、重度障がい者及びその家族が抱える課題解決の一助となることを目的とします。

助成額

1件あたり 100万円 以内 ※採択時に選考委員会が決定します

助成総額

500万円程度

募集期間

2025年12月15日（月）～2026年1月30日（金）（※WEB申請 17:00締切）

応募対象

（1）テーマ 重度障がい者と家族の自由のための支援企画

※「重度障がい者」とは、下記のいずれかを満たす方とします。

- ・身体障害者手帳1級または2級 ・養育手帳重度（A） ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・身体障害者手帳3級と療育手帳中度（B）の重複障害 ・身体障害者手帳3級のうち内部障害の等級が3級

※ 日本国内で実施する事業・活動を対象とし、当支援企画の実施において他の助成金を受給しないことを条件とします。

例）・重度障がい者の社会参加や自己表現の機会を創出するプロジェクト

- ・重度障がい者に創造性の高い余暇時間を創出し、非日常を味わうことのできるプロジェクト
- ・家族の介護負担を軽減するための活動に係る費用や最新機器の開発導入費

（2）助成対象者 個人または団体で以下の要件を全て満たしていること

- ① 重度障がい者の介護・支援経験があること
- ② 日本国内に住民票を有しており日本国内に在住していること
- ③ 2026年4月1日時点で18歳以上34歳以下であること（団体の場合は、代表者が該当年齢であること）
- ④ 企画・提案した内容を実行する能力があること

※ただし、以下に該当する個人・団体は除く

1）反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりをもつ個人・団体（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じるものをいう）

2) 株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る個人・団体

(3) 助成対象経費 企画・提案したアイデアの実行に伴う経費

※対象外経費…常勤スタッフの人件費や家賃等の経常的経費、過度な建設工事費・固定資産（土地代、車両費など）取得費・耐久消費財（パソコン・カメラなど）購入費、個人（支援対象者）への現金給付

(4) 助成対象期間 2026年4月1日～2027年3月31日

応募方法

応募フォーム（<https://form.run/@oubo-wakamonomirai>）に下記書類を添付し、ご応募ください。

① 申請補助資料（収支概要） ※当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）よりダウンロード

② 住民票（抄本）の写し（発行6か月以内・本籍地及び個人番号は省略）※団体の場合は、代表者のみ提出

③ 【任意提出】企画書（A4・2枚まで）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2026年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書で通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

■選考基準

① 緊急性・切実性

公的支援が受けられない分野で、重度障がい者や家族にとって今まさに必要な事業又は活動であるか

② インパクト

重度障がい者や家族の「自由」や「生活の質」が明確に向上する事業又は活動であるか

③ 実現可能性

計画が具体的で、実行可能であるか

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

・助成対象事業は、YouTubeチャンネル「三崎優太 元青汁王子」による密着取材やインタビュー撮影を行う場合がありますので、ご対応をお願いします。

・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 三崎優太 若者のみらい応援基金による助成事業」であることを明記してください。

・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。

・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。

・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定する提出フォームにて提出してください。

① 助成事業報告書（指定書式）

② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （１）応募事業について他の助成金を受給したことが判明したとき
- （２）助成対象事業が完了しなかったとき
- （３）助成金を他の用途に利用したとき
- （４）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （５）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （６）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （７）募集要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 三崎優太 若者のみらい応援基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com

（件名は「【問合せ】三崎優太 若者のみらい応援基金_団体名」としてください）

